

事務連絡  
令和6年4月19日

全国中小企業団体中央会  
日本・東京商工会議所 } 御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

### 被保険者等への加入者情報等の送付について（協力依頼）

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとしており、現在、マイナ保険証の利用促進に取り組んでおります。

そのような中、医療保険者等において、加入者本人のものと異なる個人番号が登録されていることがないよう、医療保険者に対し事務連絡を発出し、令和6年3月から10月までの間に、原則全ての被保険者等に対して、医療保険者等の把握している加入者情報（個人番号の下4桁を含む）を通知することを依頼いたしました。被用者保険においては、夏から10月までの間に送付することを想定しており、このうち、全国健康保険協会については、9月以降を予定しています。

今後、被用者保険の医療保険者が被保険者等に対して加入者情報を通知するにあたり、確実に情報を届けるためには、事業主のご協力が不可欠となります。

つきましては、貴会におかれては、被保険者等が安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにするための対応であることを踏まえ、下記の対応にご協力いただきますよう、会員企業への周知方よろしくお願い申し上げます。

### 記

今般、「被保険者等への加入者情報等の送付について（依頼）」（令和6年1月9日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課連名事務連絡）に基づき、協会けんぽや健康保険組合等から事業主に対して協力依頼があることをご了知のうえ、被保険者への加入者情報の通知にあたり、事業主を経由して被保険者に送付することに積極的なご協力をいただきますたく存じます。

例えば、全国健康保険協会や健康保険組合から事業所に対して通知書類を郵送し、各事業所において、当該書類を手渡していただくことなどが考えられます。具体的な内容については、各医療保険者から連絡がある予定です。

以上

（別添資料）

- ・ 参考資料（令和6年1月9日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課連名事務連絡の概要）